



設計業務時におけるリサイクル推進に係る設計業務等共通仕様書の一部改正について（通知）

技術基準の種類:業務委託
通知日:平成11年9月29日

管 第 426 号
平成11年9月29日

部内各課（室）長
各土木事務所長
鳥取港湾事務所長
姫路鳥取線用地事務所長

} 様

土 木 部 長

設計業務時におけるリサイクル推進に係る設計業務等共通仕様書の一部改正について（通知）

このことについては、設計業務等共通仕様書第1209条の9の規定により、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うこととしているところです。
このたび、建設副産物のリサイクルを一層推進するため、設計業務時の取組みをさらに充実させ、概略設計、予備設計及び詳細設計実施時にリサイクル計画書を作成することとして、共通仕様書の一部を下記のとおり改正し、平成11年10月1日以降新規に契約する設計業務から適用することとしたので、貴所属職員に周知してください。

記

第1209条の9を次のとおり改める。

9. 受注者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとし、建設副産物のリサイクル推進の検討成果として、別添のリサイクル計画書を作成するものとする。